委　託　業　務　契　約　書

この契約書について、次の条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第１号）及び別添の条項に従って、信義を重んじ誠実に契約を履行する。

１　名　　称　　ふくろう通り無電柱化管理台帳作成業務委託

２　期　　間　　令和　８　年　　月　　日 から

令和　９　年　３　月　31　日 まで

３　契　約　金　額　　￥

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額　　￥

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

４　支　払　方　法　　業務終了後一括払い

５　契 約 保 証 金　　￥

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　金　沢　市

住　所　　金沢市広坂１丁目１番１号

氏　名　　金沢市長　　村　山　　卓

受　注　者

住　所

氏　名

（総則）

第１条　発注者と受注者とは、契約書に記載の委託業務（以下「委託業務」という。）に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

（委託業務の執行）

第２条　発注者は、受注者に委託業務の執行を委託する。

２　受注者は、別紙仕様書により委託業務を執行しなければならない。

３　受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第４条　受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（特許権等の使用）

第５条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費）

第６条　業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（委託業務結果報告書）

第７条　受注者は、次条第２項に定める場合にあっては契約書に掲げる期間ごとに、それ以外の場合にあっては業務の完了時に委託業務の執行の結果を記載した報告書（以下「委託業務結果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により委託業務結果報告書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、受理するものとする。

（委託料の支払）

第８条　発注者は、前条第２項の規定による委託業務結果報告書に添えて請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求された委託料を受注者に支払わなければならない。

２　委託料を月額又は回数に分けて支払う場合は、契約書のとおりとする。

（委託料の減額）

第９条　発注者は、受注者が委託業務の一部を執行しなかったときは、受注者と協議の上、委託料の一部を減額することができる。

（発注者の任意解除権）

第10条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第12条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第11条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(2)　正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3)　委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。

(4)　正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第12条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第３条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2)　この契約を履行することができないことが明らかであるとき。

(3)　受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受注者のこの契約の一部の履行が不能である場合又は受注者がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(9)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク　受注者が金沢市契約規則（平成15年規則第１号）第43条の２第１項第７号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条　第11条又は前条第１項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定により契約を解除することができない。

（受注者の催告による解除権）

第14条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第15条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　契約の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2)　契約の履行の中止期間が履行期間の10分の５を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　第14条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除等に伴う措置）

第17条　発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

２ 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければ ならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

３ 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、 遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条に おいて同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

４ 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

５ 第２項及び第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第11条又は第12条第１項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第10条第１項、第14条又は第15条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2)　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3)　第11条又は第12条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。

(4)　受注者がこの契約の履行にあたり第23条の規定に違反したとき。

(5)　前４号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第11条又は第12条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当する場合においては、発注者は、違約金として、遅延日数１日につき、委託料（既に債務を履行した部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）の1000分の１に相当する額を徴収するものとする。

６　第１項第１号に該当する場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数に応じ、業務委託料（既に引き渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）につき、年３パーセントの割合で計算した額を徴収して委託期間を延長することができる。

７　第２項の場合（金沢市契約規則第31条第１項において読み替えて準用する同規則第５条第１項第６号の規定による担保の提供を受けている場合にあっては、第12条第１項第８号又は第９号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第19条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当す

る場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第８条第１項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（建物等に対する損害賠償）

第20条　受注者は、委託業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

（第三者に対する損害賠償）

第21条　受注者は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

（損害賠償の予約）

第22条　発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の２第１項第７号から第10号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 受注者が金沢市契約規則第43条の２第１項第７号から第９号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第43条の２第１項第10号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

２　発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の２第１項第10号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の５に相当する額を徴収する。

(1) 金沢市契約規則第43条の２第１項第７号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

(2) 金沢市契約規則第43条の２第１項第10号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

３　前２項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（個人情報の保護）

第23条　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

４　受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

５　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

６　受注者は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

７　受注者は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

８　受注者は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元の契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

９　受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

10　受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

11　受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

12　受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

13　受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受け、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

14　受注者は、この契約による業務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

15　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちにその状況を発注者に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

16　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は実地等による調査をすることができるものとする。

17　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するた

めに取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（秘密の保持）

第24条　受注者は、この委託業務の執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（規定の適用）

第25条　この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

（疑義の決定）

第26条　この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。

ふくろう通り無電柱化管理台帳作成業務委託
特　記　仕　様　書

第１条（適用範囲）

本特記仕様書は「ふくろう通り無電柱化管理台帳作成業務委託」に適用する。

第２条（業務の目的）

本業務は、金沢市が所有・管理する電線共同溝（Ｃ・Ｃ・Ｂｏｘ）及び自治体管路等（以下「地中化施設」という）の設備図面や属性情報及び占用情報等の管理を容易かつ迅速に行うことを目的とし、設備図面や属性情報等を電子データ化し、電線類地中化管理システムに登録を行う。

第３条（業務の対象範囲）

本業務の対象範囲は次のとおりとする。

無電柱化計画路線名称	市道名称	路線延長
ふくろう通り	尾張町２丁目線２号 尾張町２丁目線３号 尾張町２丁目線７号 尾張町２丁目線８号	L= 430m

第４条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和９年３月３１日までとする。

第５条（業務内容）

無電柱化管理台帳作成業務委託　L=430m

※ 本市が指定する様式に基づき各種調書及び管理図（平面図、断面図、系統図）を作成し、管理台帳として取りまとめを行うものとする。なお、管理台帳作成にあたり各電線管理者の入線竣工図、本市の提供する平面図、断面図、系統図を精査し利用するものとする。

〈現地調査〉

ハンドホール内現地調査

各ハンドホール内に入孔し、ダクトロの状況、電線類入線の状況等を目視で確認し、写真撮影及び必要な情報を収集する。必要に応じて、ハンドホール内の水替えを行う。作業にあたっては、受注者において道路使用許可等の必要な手続きを行い、安全確保のため交通誘導員を配置する。

ベンチャーピン設置

無電柱化管路工事にて布設された需要家への電力・通信引込管の位置を明示するため、民地に接する側溝等の道路附属物にベンチャーピンを設置する。
設置にあたって、本市より貸与する過年度工事の既往成果物を参考に行うものとする。また、設置位置が判読できるよう設置後の写真を添付するものとする。

〈管理台帳作成〉

資料収集・整理

各電線管理者の入線竣工図、本市より貸与する電線類地中化関連資料より、平面図、横断図、ＨＨ帳票、管理台帳などの資料を収集し、整理する。

ハンドホール帳票作成

貸与資料、収集資料、現地調査結果に基づき、ハンドホール帳票を作成する。
帳票は本市指定の様式により、ハンドホールの各種情報（ハンドホール名・内空寸法・構造・位置・管理区分　等）、展開図、各種写真（全景・鉄蓋・各面のダクト状況　等）、ダクトの配置、使用状況（占用者・建設年度・入線種別　等）を記載する。

無電柱化管理台帳作成

ハンドホール、電線管路、既設地下埋設物及び入線状況等の調査結果をもとに、管理台帳（管理図面、管理調書）を作成する。

鉄蓋鍵種別データ作成

現地調査を行い、各路線における鉄蓋の鍵種別を調査する。調査結果をまとめ、作成した電子データを電線類地中化管理システムに登録する。

〈電子化業務〉

台帳システム登録（平面図データ作成）

基本図は本市が提供する電子データを利用し、各路線別に表示する。

台帳システム登録（横断図データ作成）

約１００ｍに１箇所程度の横断図を作成する。

台帳附図（位置図）の修正

金沢市内の地中化路線をＡ３冊子で検索確認できるように、位置図を作成する。
地図データは本市提供の道路台帳附図とする。

端末データ登録

各種図面および帳票などのフォーマットは、協議の上決定する。
管理対象データは次表による。

	ファイル形式	記　　事
無電柱化位置図	dwf	
平面図	dwf	
横断図	dwf	
ＨＨ帳票	xlsx	
管理台帳	xlsx	
各種書類台帳	pdf	
様式類	docx	
引込み写真一覧	xlsx	
鉄蓋鍵種別データ	xlsx	
台帳附図		製本

〈協議打合せ〉

打合せ

着手時、成果品納入時の打合せ及び１回以上の中間打合せを行うこととする。

なお、本業務に関する打ち合せ記録の記載および整理は、受注者が行うものとする。

第６条（業務の完了）

今回電子化した各種データがファイリングシステム（電線類地中化管理システム）に登録され、正常に機能することを金沢市の立ち会いのもと確認した時点をもって本業務の完了とする。金沢市は、業務の完了を書面により受注者に通知する。

第７条（貸与資料）

①ふくろう通り電線共同溝整備工事に関する資料
②ふくろう通り電線共同溝整備工事（その２）に関する資料
③ふくろう通り電線共同溝整備工事（その３）に関する資料
④ふくろう通り電線共同溝整備工事（その４）に関する資料
⑤ふくろう通り電線共同溝整備工事（その５）に関する資料
⑥ふくろう通り電線共同溝整備工事（その６）に関する資料
※①～⑥は道路建設課より提供。
その他不足資料は受注者にて各電線管理者より入手。

第８条（成果品）

成果品の作成及び提出方法は「無電柱化管理台帳作成要領」によるものとし、現場との不一致、取りまとめ内容の不整合がないよう十分に照査を実施した後に必要部数を提出するものとする。なお、成果品（報告書）の内容は次のとおりとする。

・管理台帳　　１部
・関連資料　　１部
・電子データ一覧表　　１部

・電子データ（ＣＤ―Ｒ）　　１部
・台帳附図（Ａ３製本サイズ）　　１部

なお、本特記仕様書に定めのない事項は、「道路建設課業務委託成果品作成要領」「金沢市業務委託特記仕様書（共通編）」によるものとする。

第９条（守秘義務）

本業務の遂行により知り得た情報については、受注者は守秘義務を負うものとし、本市の承諾なしに利用してはならない。

第１０条（業務の瑕疵）

受注者は本業務委託完了後であっても成果品に誤謬が認められた場合は、速やかに受注者の責任において修正を行うものとする。

第１１条（その他）

業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議の行い、誠意を持って対応するものとする。

金沢市業務委託特記仕様書（共通編）

1 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時または完成時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土日祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

2 技術者の選任

受注者は、担当技術者、管理技術者及び照査技術者（設計、軟弱地盤解析及び弾性波探査業務等）を選任するにあたり、資格及び経歴の提示を求めている業務については、資格及び経歴書を別途作成のうえ監督員に提出すること。

3 詳細設計照査要領に基づく照査審査表の提出（設計）

国土交通省制定「詳細設計照査要領」「土木工事設計図書の照査ガイドライン（北陸地整R2.4）」に基づくものとし、下記に留意し設計計算書と分冊し、提出するものとする。

（１）諸基準等との関連する具体の照査内容は、発注者に報告するものとする。

（２）照査項目の中に複数の確認項目がある（例えば関係機関が複数ある）場合は、必ず備考欄または別紙を用いて確認済み事項がわかるようにする。

4 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、業務着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

＜発注者の取組＞

・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。

・「月曜日の朝一番」及び「各コンサルタント会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。

・「金曜日の業務依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の業務依頼や打合せ」は控えること。

＜受注者の取組＞

・業務着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や業務の進捗状況等を常に把握すること。

・業務実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と書面で協議すること。

5 建設副産物対策の検討（設計）

設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、「建設リサイクルガイドライン」（国土交通省）で定める別添１、別添２のリサイクル計画書を作成すること。「建設リサイクルガイドライン」は下記を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

6 金沢産材利用の検討（設計）

設計にあたっては、「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に則った設計を行うものとし、金沢産材の利用に努めること。

7 国際単位系単位の標記

業務委託の成果品（設計図等）の表示については、国際単位系（ＳＩ）によるものとする。

8 設計業務における生産性向上の検討（設計）

生産性向上に関する提案がある場合、技術者の着眼点・留意点等（当該設計時に生産性向上の観点から一層の検討を行う事項）について、後設計を実施する技術者に適切に情報を引き継ぐため、提案書を作成すること。

また、前設計で提案書が作成されていた場合、適切に提案内容を検討すること。

※参考：「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000062.html

（１）概略設計時

当該業務で、最適案として選定された１ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

概略設計の内容	予備設計時に検討すべき 生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（２）予備設計時

当該業務で、最適案として選定された１ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する概略設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

予備設計の内容	概略設計時に検討した 生産性向上提案及び効果 （概略設計がある場合記入）	詳細設計時に検討 すべき生産性向上 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（３）詳細設計時

当該業務で、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する予備設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、検討すべき生産性向上に関する提案を行う。

9 ボーリングデータの検定

ボーリング調査において、以下のボーリングデータを作成した場合は、国土地盤情報センターへ検定を依頼し、発行された検定証明書を監督員に提示して、検定済みであることを報告すること。

① ボーリング柱状図（XML 形式）／② 土質試験結果一覧表（XML 形式）

10 熱中症対策

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策については、契約後、調査職員（監督職員）と協議するものとし、設計変更の対象とする。

11 電子納品

本業務委託は、電子納品対象業務委託であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表１に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（１）電子納品は以下のとおり実施すること。
・別表２に示す資料を CD-R または DVD-R 等で１部納品する。
・電子媒体内容と同様なもの等を印刷製本した紙ベースの成果１部を納品する。
・各種電子納品要領等に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（２）業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うこと。

（３）発注者が行う電子納品に関する調査について協力すること。

（４）成果品の納品に際し、以下の事項に確認すること。
・電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。なお、電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。
【土木：電子納品チェックシステム】
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
・最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。

（５）電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出すること。

（別表１）

名　　称	摘　　要	
金沢市電子納品の手引き（案）［業務委託編］	令和８年４月	金　沢　市
石川県電子納品ガイドライン	令和４年４月	石　川　県
土木設計業務等の電子納品要領	令和８年２月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領［電気通信設備編］	令和８年２月	
土木設計業務等の電子納品要領［機械設備工事編］	令和８年２月	
ＣＡＤ製図基準	令和７年 12 月	
ＣＡＤ製図基準［電気通信設備編］	令和８年２月	
ＣＡＤ製図基準［機械設備工事編］	令和８年２月	
測量成果電子納品要領	令和７年 12 月	
地質・土質調査成果電子納品要領 本編、付属資料	令和８年２月	
デジタル写真管理情報基準	令和５年３月	
電子納品運用ガイドライン		
［業務編］	令和８年２月	
［測量編］	令和７年 12 月	
［地質・土質調査編］	令和８年２月	
電子納品運用ガイドライン［電気通信設備業務編］	令和８年２月	
電子納品運用ガイドライン［機械設備工事編【業務】］	令和８年２月	
ＣＡＤ製図基準に関するガイドライン	令和７年 12 月	
ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン［電気通信設備編］	令和８年２月	
ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン［機械設備工事編］	令和８年２月	

（別表２）

電子納品対象資料	作　成　者
打合せ記録簿　※	受注者
成果品	受注者

※　打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。

無電柱化管理台帳作成要領

道路管理者が管理する管理台帳の作成にあたっては、本要領によるものとする。

第１条　形式

規格はＡ３またはＡ４版とし、Ａ３版はＡ４版に折り込み、左綴じを原則とする。ただし、平面図については横長が長くても可とする。その際はＡ４版に折り込むものとする。

第２条　管理台帳の構成

管理台帳の構成は以下によるものとする。

（１）ハンドホール帳票　　（別途指示の Excel データ）
（２）管理台帳　　（別途指示の Excel データ）
（３）平面図
（４）標準横断図
（５）系統図

第３条　記入要領

・　平面図

ア　平面図については、特定の様式は設けないが、路線名、縮尺、図面ナンバー（　／全洋）は記入すること。
イ　縮尺は１：１００程度とする。
ウ　交差する道路の路線名。
エ　道路センター及び距離標。
オ　収容物件の敷設状況。

図面の繁雑化を防ぐため、車道部のエリア及び余白部を利用して占用者毎その敷設状況を記入するものとし、可能な限り引込線も記入するものとする。なお、占用者のケーブル種類毎に下記のとおり色分けし、着色するものとする。

ＮＴＴ・・・・・・・・・・緑色
電　力・・・・・・・・・・赤色　　余白に凡例を示すものとする。
その他・・・・・・・・・・青色

・　標準横断図

標準断面図は、管路部及び特殊部の標準断面図とし、歩車道幅員構成及び電線管路の概略構造の他に歩車道舗装構成、電線管路の標準的な設置位置が分かるように記入する。なお、縮尺は任意とする。

・　系統図

系統図は、電線管理者毎に色分けするものとする。

第４条　保管及び提出部数

無電柱化管理台帳は、道路建設課で１部保管するものとする。保管方法はそれぞれアウトプットしたもの、及び指示するデータとする。

また、申請書類等の資料作成が生じた場合は、監督員との協議を行い対応しなければならない。

第５条　その他

無電柱化管理台帳の記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに補正するものとする。

資料１

道路建設課業務委託成果品作成要領

１　成果品は、特別の指示がない場合、報告書、図面を各２部作成し、１部を提出するものとし、１部を受注者にて保管するものとする。
　また、監督員の指示がある場合、必要に応じて野帳を提出するものとする。

２　報告書、図面等の規格・装丁については次のとおりとする。

①報告書

（ア）　報告書のサイズは、Ａ４版を原則とし、成果品一式を一緒にとじ込むものとする。また、報告書および製本図面の表紙の色については監督員の指示による。なお、令和８年度は、下表のとおりとする。（黒は不可）

採用色	マンセル値	色
○	2.5YR7/10	橙色近似色
	2.5BG6/6	緑色近似色
	2.5YR7.5/1.5	うす茶色近似色
	2.5Y8/12	黄色近似色
	7.5P6/4	うす紫色近似色

（イ）　図面等は、Ａ１折り込み図及びＡ３版に縮小したものを折り込み製本したものとする。また、図袋等には様式（１）の図面目録を貼り付けるものとする。

（ウ）　背表紙には、様式(２)のタイトルを明示するものとする。

（エ）　背表紙の材質、タイトルの文字については特別に指定しないものとする。

（オ）　なお、これらを一つにまとめるような箱にいれる必要はないものとする。

②発注図書

委託期間完了後においても、監督員の指示に従い、別途発注図書（図面及び数量計算書）を必要部数提出するものとする。ただし、委託期間完了後において分割発注する場合は、対象外とする。

３　業務委託における最終成果は、電子データで納品するものとする。ここでいう電子データとは、「金沢市業務委託特記仕様書（共通編） 11 電子納品」で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとし、特記仕様書の実施内容に従って、監督員に提出するものとする。

様式（２）　（記載例）

令和△年度
◇◇町地内道路改良工事
に伴う測量設計業務委託
報告書

金沢市道路建設課
〇〇コンサルタント

5cm程度
あける

様式（１）　（記載例）

◇◇町地内道路改良工事に
伴う測量設計業務委託

図　面　目　録

１．平　面　図	３枚
２．縦　断　図	２枚
３．横　断　図	15枚
４．標準横断図	１枚
５．構　造　図	６枚
計	27枚